

日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会地方会規程

(目的)

第1条 この規程は、日本ストーマ・排泄リハビリテーション学会（以下「学会」という。）における地域研究会を地方会と認定することに関する取り扱いを定める。

(地方会の定義)

第2条 この規程に定める地方会とは、「学会の趣旨に賛同し、各地域で学術集会等を行う研究会組織」をいう。

(地方会認定の条件)

第3条 地方会認定の条件は以下に定める通りである。

- (1) 学会の趣旨に賛同していること。
- (2) 会則を作成していること。
- (3) 会計報告、監査が行われていること。
- (4) 学術集会を定期的に開催していること。
- (5) 役員会、世話人会、実行委員会など運営に関係する名簿があり、それぞれが学会の会員であること。
- (6) 研究会代表者は学会会員であること。また、代表者以外については学会会員であることを原則とする。
- (7) 各都道府県で既に地方会がないこと。
- (8) 各都道府県1地方会までとする。（何県かまたがって開催しているところはそのまま地方会として認める。将来各県それぞれで開催する場合には別途申請承認を必要とする。）

(地方会の申請)

第4条 地方会認定を希望する研究会は地方会申請書類に必要事項を記入の上、その他必要書類とともに学会理事長宛に提出するものとする。

2. 必要書類は以下の通りである。

- (1) 地方会申請書
- (2) 研究会会則
- (3) 役員、実行委員、世話人などの運営者の名簿、学会会員番号
- (4) 地域研究会の開催実績（研究会の略歴を含む）

(地方会の認定)

第5条 地方会の認定は理事会で決定し、その結果を評議員会で報告する。また、事務局より結果を研究会へ報告するとともに認定書を発送する。

(地方会の権利および義務)

第6条 地方会が認定されると下記の権利と義務が発生する。

- (1) 研究会開催にあたって学会の名前を冠する事ができる。
- (2) 認定書や参加証などには学会の名前を使用する事ができる。
- (3) 研究会開催の報告を定期的に理事会宛に提出し、認定の更新をしなくてはならない。

(地方会の認定の取り消し)

第7条 以下の条件で地方会の認定を取り消すことができる。

- (1) 地方会の取り消しは定期的な研究会の開催ができなくなった場合には認定を取り消すことができる。
- (2) 学会が地方会の継続が困難と認めた場合には理事会の承認・決定で地方会を取り消すことができる。
- (3) いくつかの都道府県をまたがって開催していた地方会がそれぞれの都道府県に分かれて開催する場合、あるいは分割して開催する場合には取り消すことができる。ただし、分化した研究会はそれぞれ地方会を申請することができる。

(規程の変更)

第8条 本規程は、理事会の承認によって変更することができる。

附則 平成22年2月12日より施行する。

2. 令和3年2月26日に改正する。